物件番号 R6教環03

物件調書

土地の概要

所 在 地	大村市久	原1丁目19	9番5	地目	宅地			
住 居 表 示	大村市久	原1丁目19	9番5	形状	測量図のとおり			
面 積	(実測面	ī 積)		406. 40m²	面積)	406. 40m²		
接面道路の 幅員及び構造	アスファル							
	区域区分	非線	引都市	用途地域	第一種住居地域			
都市計画法・ 建築基準法に	建ぺい率		60%	6	容積率	200%		
基づく制限	そ の 他 の 制 限	建築基準	隼法第2	22条区域				
所有権を制限す	る権利設定	無						
私道の負担等	の有無	無	負担の内容					
に関する事項	の有無	の有無 無 負担の内容						
	供給加	 色設		事 業		電話番号		
	電気	引込可	九州	電力大村営業所		0120-761-372		
供給施設の 整備状況	上水道	引込可	大村	市上下水道局		0957-53-1114		
	下水道	引込可	大村	市上下水道局	課	0957-53-1682		
	都市ガス	ス 未整備						
交通機関	鉄道 JR「大村駅」まで約2.1km							
(現地まで)	バス	「大村公園」バス停から約350m						
	市役所	大村市征	受所まで	<u></u>	約650m			
公 共 施 設 (現地から)	中学校	大村市	立玖島。	中学校まで		約500m		
(30 3/2)	小学校	大村市	立大村/	小学校まで		約450m		
○								

- ◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)
- 1. 上記内容については、事前に県が確認したものですがその他許可条件や建物の建築制限などがある場合がありますので、詳細及び建物建築の可否など建築基準法の規定に関することについては、事前に県または大村市に確認する必要があります。
- 2. 対象地は、間口約15m、奥行約22~30m、406. 40㎡の台形の中間画地。前面道路に約0~1. 7m高く接面しています。
- 3. 対象地は「外浦小路遺跡」の範囲内にあたり、建物解体や建替えを行う場合には事前に大村市教育委員会へ届出を提出する必要があります。
- 4. 対象地の崖地部分が土砂災害特別警戒区域に、画地の大部分が土砂災害警戒区域に指定されています。
- 5. 対象地の崖地部分に隣地からの越境物(現況平面図紫線部分)があり、相手方と確認書をかわしています。
- 6. 対象地のブロック塀が一部隣地へ越境(現況平面図紫線部分)しており、相手方と確認書をかわしています。
- 7. 物件調書は、物件の状況を把握するためのもので、売買契約書の一部となります。

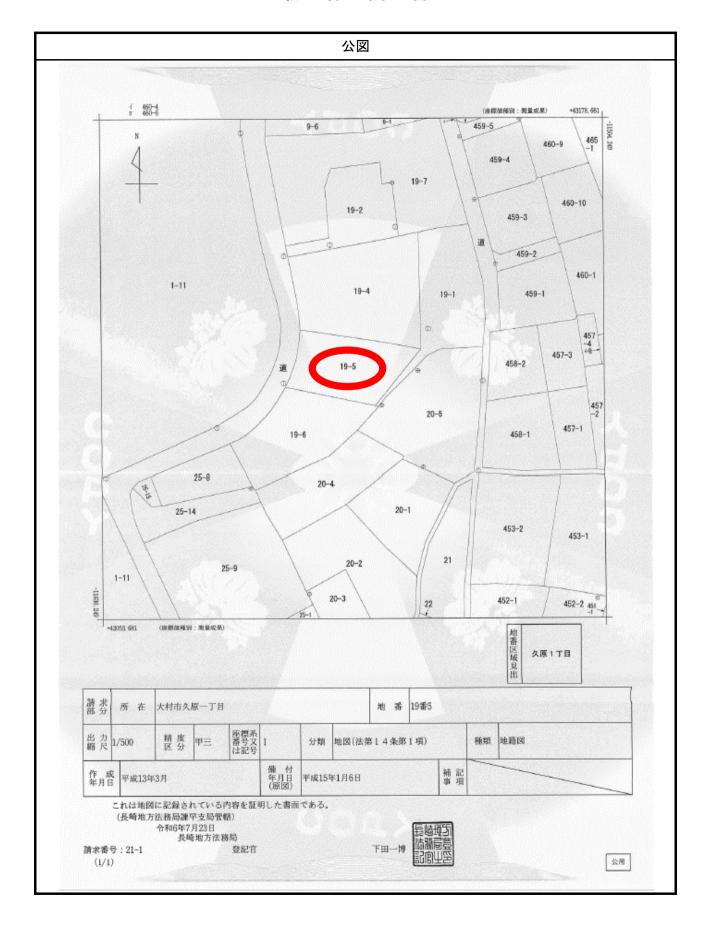
物件番号 R6教環03

物件調書

建物の概要

	所 在	大村市久原1丁目19番5					
	構 造	木造瓦葺平家建					
建物概要	用 途	居宅					
	床面積	85.23m ^a					
	建築年月日	平成6年3月23日					
	屋根	瓦葺					
	外 壁	サイディングボード					
	内 壁	合板等					
	天 井	合板等					
	床	畳、フローリング等					
	◎参考事項(物件の現況等)						

- 1. 当該建物は、築30年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や電気、給排水、衛生等の諸設備については相当の自然損耗・経年変化が認められるところですので、買主はそれを承認・前提として本契約書所定の代金で本件を購入するものとします。引渡後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、諸設備に故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものでなく買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。
- 2. 当該建物は、外壁の仕上材にアスベストが使用されています。
- 3. 当該建物は、外壁、天井、内壁にアスベスト調査により材質を採取された箇所があります。



物 件 調

全部事項証明書(土地)

用 長崎県大村市夕 車 頭 部			nas	平成11年7	11751	不動産番号	3101000090714	
表 題 部 (土地の表示)			調製 平成11年7月7日			1 20 02 10 13	3101000090714	
地図番号 J ² 5 4 - 3				<u>a</u>				
所 在 大村市夕	、原一丁目					(金)		
① 地 番	②地 目	③ 地 積 ** ** ** **				原因及びその目付〔登記の目付〕		
19番5	山林	8		219		19番1から分類 (昭和40年17		
魚自	宅地			261	3.2	②③昭和40年 [昭和40年]	1 2月17日地目変更 2月17日3	
(A B)	[<u>8</u> <u>6</u>]			404	2.6	③錯誤 〔平成7年5月2	2 4 H)	
(A. B)	(A.D.)	(A) (B)				昭和63年法務等 の規定により移記 平成11年7月		
(余百)	金百			406	40	③錯誤 国土調査によるが [平成14年8月		

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 🥞	権利者その他の事項		
1 所有権移転		昭和5.7年1月29日 第799号	原因 昭和56年9月10日売買 所有者 長 崎 県 順位3番の登記を移記		
	象自	(金月)	昭和63年法務省全第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月7日		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(長崎地方法務局諫早支局管轄) 令和6年7月23日

長崎地方法務局

登記官

H

* 「設定の目的」構に「相談人中告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(氏有者)の相談人からの中記に基づき、 登記言が職権で、中間があった相談人の目話・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下級のあるものは集消事項であることを示す。

整理番号 K64462 (-1/2)



物 件 調

全部事項証明書(建物)

/正 長崎県力	大村市久原1丁目19-5						全部事項	真証明書	(建物
表題	部 (主である建物の	の表示)	調製	平成1	1年7	月7日	不動産番号	3101000094	2 0 9
所在図番号	(A (I)								
听 在	大村市久原一丁目 19番地5						(家庭)		
家屋番号	1985						(条世)		
D種類	② 構 造	3	床	面	積	m	原因及1	がその日付 [登記の日付]	
国宅	木造瓦菲平家建				Thirty.	8 5 2 3	平成6年3)	月23日新築	
(A (I)	(A A)	(A.D)					昭和63年8 2項の規定は 平成11年		2 条領

権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)		
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1 所有権保存		平成7年7月12日 第7069号	所有者 長 崎 県 単位1番の登記を移記		
	(6.4)	(条,前)	昭和63年法務省令第37号勝則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月7日		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年7月23日 長崎地方法務局

登記官

H

長崎地力法務内

* 「登記の目的」機に「相談人中告」と記載されている登記は、残有機の登記名義人(所有者)の制鋭人からの中部に基づき、

・ 安記官が繊維で、中出があった相談人の任所・氏名等を付記したものであり、接種関係を公示するものではない。

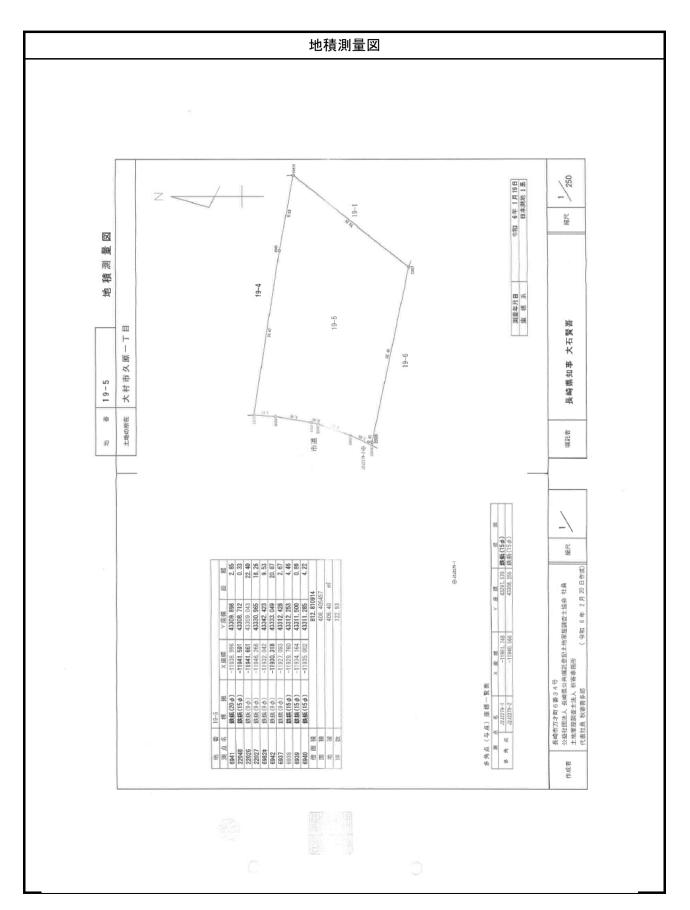
* 下版のあるものはは結集項であることを示す。

・ 整理番号 K64462 (2/2)

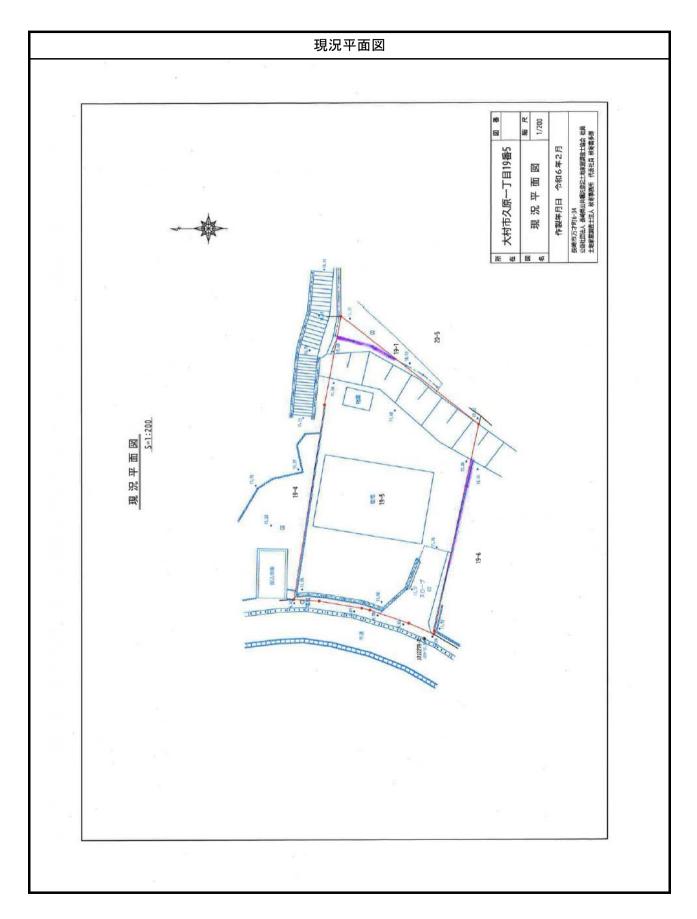
下股のあるものは抹消事項であることを示す。



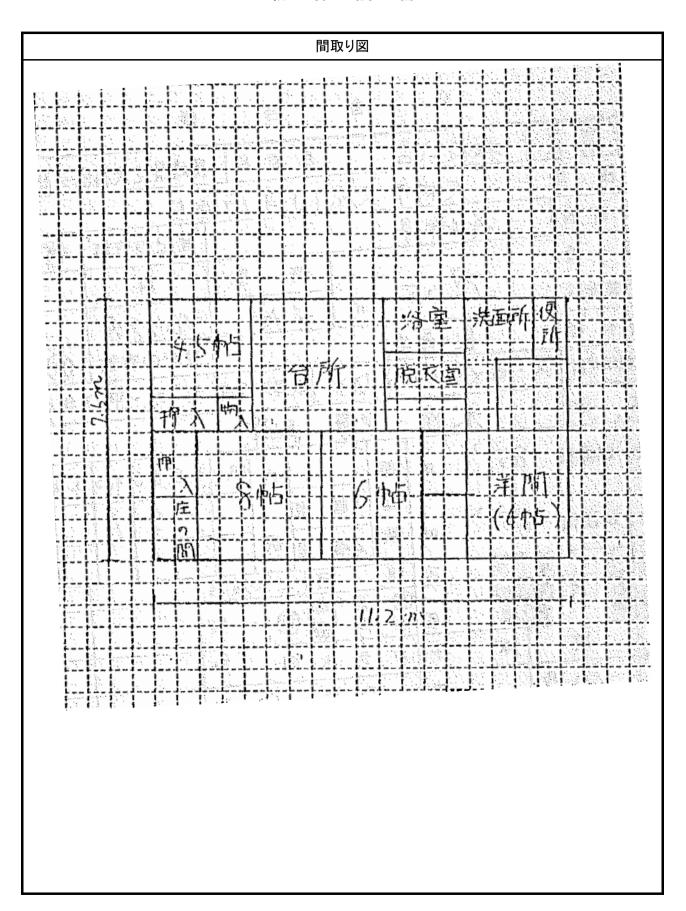
R6教環03



R6教環03



R6教環03



物件調書

現況写真



入口より撮影



東側より撮影



倉庫



東側より撮影



南側より撮影



玄関

物 件 調

現況写真





洗面所



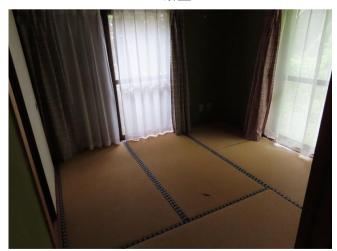
洋室



トイレ



浴室



和室4.5畳

R6教環03

物件調書

現況写真



和室8畳



和室6畳

物件番号 R6教環03

